



鳥取県公報

平成 27 年 9 月 29 日 (火)
号外第 9 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則 (47) (地域振興課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県住民基本台帳法施行細則等の一部改正について

1 規則の改正理由

住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の規則について、住民基本台帳法の条項又は用語を引用する規定の整理を行う。

ア 鳥取県住民基本台帳法施行細則

イ 鳥取県行政組織規則

ウ 鳥取県統計調査条例施行規則

(2) 施行期日は、平成27年10月5日とする。

規 則

鳥取県住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 9 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第47号

鳥取県住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則

(鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第 1 条 鳥取県住民基本台帳法施行細則(平成14年鳥取県規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開示請求の方法)</p> <p>第 2 条 法第30条の32第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、様式第 1 号による請求書(以下「開示請求書」という。)により行わなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(開示請求の方法)</p> <p>第 2 条 法第30条の37第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、様式第 1 号による請求書(以下「開示請求書」という。)により行わなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(開示の日時等の通知等)</p> <p>第 3 条 知事は、開示請求があった場合には、開示請求者に対して開示の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、当該開示請求に係る本人確認情報(法第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)が存在しない場合は、その旨を通知するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第30条の33第2項の規定による通知は、様式第 4 号により行うものとする。</p>	<p>(開示の日時等の通知等)</p> <p>第 3 条 知事は、開示請求があった場合には、開示請求者に対して開示の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、当該開示請求に係る本人確認情報(法第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)が存在しない場合は、その旨を通知するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第30条の38第2項の規定による通知は、様式第 4 号により行うものとする。</p>
<p>(開示の方法)</p> <p>第 4 条 法第30条の32第2項の規定による書面による開示(次条において「書面開示」という。)は、開示を行うための電子計算機により本人確認情報を書面に出力したものを交付することにより行うものとする。</p>	<p>(開示の方法)</p> <p>第 4 条 法第30条の37第2項の規定による書面による開示(次条において「書面開示」という。)は、開示を行うための電子計算機により本人確認情報を書面に出力したものを交付することにより行うものとする。</p>
<p>(費用負担の額)</p> <p>第 4 条の 2 書面開示を受ける者が条例第5条の規定により負担しなければならない費用の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(費用負担の額)</p> <p>第 4 条の 2 書面開示を受ける者が条例第7条の規定により負担しなければならない費用の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

(訂正等の申出の方法)

第5条 法第30条の35の規定による本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「訂正等申出」という。）は、様式第5号による申出書により行わなければならない。

2 略

(訂正等の結果の通知)

第6条 法第30条の35の規定による結果の通知は、様式第6号により行うものとする。

(身分証明書)

第7条 法第30条の39第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第7号によるものとする。

様式第1号（第2条関係）

本人確認情報開示請求書

職 氏名 様

住民基本台帳法第30条の32第1項の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の開示の請求をします。

年 月 日

郵便番号

住所

請求者

氏名

連絡先（電話番号）

略

本人に代わって法定代理人が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

略

注 略

様式第2号（第3条関係）

本人確認情報開示通知書

番 号

様

年 月 日付けで請求のあった本人確認情報の開示請求については、住民基本台帳法第30条の32第2項の規定により、次のとおり開示します。

(訂正等の申出の方法)

第5条 法第30条の40の規定による本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「訂正等申出」という。）は、様式第5号による申出書により行わなければならない。

2 略

(訂正等の結果の通知)

第6条 法第30条の40の規定による結果の通知は、様式第6号により行うものとする。

(身分証明書)

第7条 法第30条の23第3項及び第34条の2第2項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第7号によるものとする。

様式第1号（第2条関係）

本人確認情報開示請求書

職 氏名 様

住民基本台帳法第30条の37第1項の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の開示の請求をします。

年 月 日

郵便番号

住所

請求者

氏名

連絡先（電話番号）

略

本人に代わって法定代理人が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

略

注 略

様式第2号（第3条関係）

本人確認情報開示通知書

番 号

様

年 月 日付けで請求のあった本人確認情報の開示請求については、住民基本台帳法第30条の37第2項の規定により、次のとおり開示します。

年 月 日

職 氏名 印

略

注 略

様式第 3 号 (第 3 条関係)

本人確認情報不存在通知書

番 号

様

年 月 日付けで開示請求のあった本人確認情報は存在しないので、住民基本台帳法第30条の32第2項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏名 印

略

様式第 4 号 (第 3 条関係)

本人確認情報開示期限延長通知書

番 号

様

年 月 日付けで請求のあった本人確認情報の開示請求については、住民基本台帳法第30条の33第2項の規定により、次のとおり開示期限を延長したので通知します。

年 月 日

職 氏名 印	
略	
住民基本台帳法第30条の33第1項の規定による開示の期限	年 月 日まで
略	

様式第 5 号 (第 5 条関係)

本人確認情報訂正等申出書

職 氏名 様

住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり自己の本人確認情報の訂正 (追加・削除) の申出をします。

年 月 日

年 月 日

職 氏名 印

略

注 略

様式第 3 号 (第 3 条関係)

本人確認情報不存在通知書

様

年 月 日付けで開示請求のあった本人確認情報は存在しないので、住民基本台帳法第30条の37第2項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏名 印

略

様式第 4 号 (第 3 条関係)

本人確認情報開示期限延長通知書

番 号

様

年 月 日付けで請求のあった本人確認情報の開示請求については、住民基本台帳法第30条の38第2項の規定により、次のとおり開示期限を延長したので通知します。

年 月 日

職 氏名 印	
略	
住民基本台帳法第30条の38第1項の規定による開示の期限	年 月 日まで
略	

様式第 5 号 (第 5 条関係)

本人確認情報訂正等申出書

職 氏名 様

住民基本台帳法第30条の40の規定により、次のとおり自己の本人確認情報の訂正 (追加・削除) の申出をします。

年 月 日

郵便番号

請求者 住所
氏名
連絡先（電話番号）

略

本人に代わって法定代理人が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

略

注 略

様式第 6 号（第 6 条関係）
本人確認情報訂正等結果通知書

番 号

様

年 月 日 付けで申出のあった本人確認情報の訂正（追加・削除）の申出については、住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり結果を通知します。

年 月 日

職 氏名 印

略

様式第 7 号（第 7 条関係）

表面

番 号
身分証明書
所 属 職 名 氏 名 生年月日
上記の者は、住民基本台帳法第30条の39第 1 項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。
年 月 日
職 氏 名 印

裏面

住民基本台帳法（抄） （報告及び検査）
第30条の39 都道府県知事は、前条第 4 項又は第 5 項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第 2 項又は第 3 項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対

郵便番号

請求者 住所
氏名
連絡先（電話番号）

略

本人に代わって法定代理人が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

略

注 略

様式第 6 号（第 6 条関係）
本人確認情報訂正等結果通知書

番 号

様

年 月 日 付けで申出のあった本人確認情報の訂正（追加・削除）の申出については、住民基本台帳法第30条の40の規定により、次のとおり結果を通知します。

年 月 日

職 氏名 印

略

様式第 7 号（第 7 条関係）

表面

番 号
身分証明書
所 属 職 名 氏 名 生年月日
上記の者は、住民基本台帳法第30条の23第 2 項及び第34条の 2 第 1 項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。
年 月 日
職 氏 名 印

裏面

住民基本台帳法（抄） （報告及び立入検査）
第30条の23 略 2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実

し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条の2第11項若しくは第30条の39第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 略

施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条の2第11項若しくは第34条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 略

第48条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 略
- (2) 第30条の23第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又

	<p>はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>(3) 略</p>
--	--

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第 2 条 鳥取県行政組織規則 (昭和39年鳥取県規則第13号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第159条 鳥取県附属機関条例 (平成25年鳥取県条例第53号) 第 2 条第 1 項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県個人情報保護審議会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域振興課 (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) <u>第30条の40第2項</u>に規定する事項の調査審議に関する事務に限る。)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	附属機関	庶務担当機関	略		鳥取県個人情報保護審議会	略		地域振興課 (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) <u>第30条の40第2項</u> に規定する事項の調査審議に関する事務に限る。)	略		<p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第159条 鳥取県附属機関条例 (平成25年鳥取県条例第53号) 第 2 条第 1 項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県個人情報保護審議会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域振興課 (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) <u>第30条の9第2項</u>に規定する事項の調査審議する事項に限る。)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	附属機関	庶務担当機関	略		鳥取県個人情報保護審議会	略		地域振興課 (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) <u>第30条の9第2項</u> に規定する事項の調査審議する事項に限る。)	略	
附属機関	庶務担当機関																				
略																					
鳥取県個人情報保護審議会	略																				
	地域振興課 (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) <u>第30条の40第2項</u> に規定する事項の調査審議に関する事務に限る。)																				
略																					
附属機関	庶務担当機関																				
略																					
鳥取県個人情報保護審議会	略																				
	地域振興課 (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) <u>第30条の9第2項</u> に規定する事項の調査審議する事項に限る。)																				
略																					

(鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正)

第 3 条 鳥取県統計調査条例施行規則 (平成12年鳥取県規則第20号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委託による統計の作成等に係る手続等)</p> <p>第30条 条例第11条第 1 項の規定により知事等に統計の作成等を委託しようとする者 (以下「委託申出者」という。) は、次に掲げる事項を記載した委託申出書に、当該統計の作成等に係る事務処理のために必要な資料を添付して、調査実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 委託申出者 (委託申出者が<u>法人その他の団体</u>で代表者又は管理人の定めがあるもの (以下「<u>法人等</u>」という。)) であるときは、その代表者又は管理人) の氏名、生年月日、住所、所属、職名及び連絡先</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>2 委託申出者は、前項の申出書を提出するときは、調査実施機関の担当職員に対し、次に掲げる書類を</p>	<p>(委託による統計の作成等に係る手続等)</p> <p>第30条 条例第11条第 1 項の規定により知事等に統計の作成等を委託しようとする者 (以下「委託申出者」という。) は、次に掲げる事項を記載した委託申出書に、当該統計の作成等に係る事務処理のために必要な資料を添付して、調査実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 委託申出者 (委託申出者が<u>法人等</u>で代表者又は管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人) の氏名、生年月日、住所、所属、職名及び連絡先</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>2 委託申出者は、前項の申出書を提出するときは、調査実施機関の担当職員に対し、次に掲げる書類を</p>

<p>提示し、又は提出するものとする。</p> <p>(1) <u>委託申出者（法人等の代表者若しくは管理人又は代理人によって申出をするときは、当該代表者若しくは管理人又は代理人）の運転免許証、健康保険の被保険者証その他その者の氏名、生年月日及び住所が記載され、本人であることを確認するに足りる書類</u></p> <p>(2) <u>委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたものその他当該法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者又は管理人の氏名を確認するに足りる書類</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>提示し、又は提出するものとする。</p> <p>(1) <u>委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等で代表者又は管理人の定めがあるときは、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の運転免許証、健康保険の被保険者証又は住民基本台帳法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードで申出の日において有効なものその他これらの者の氏名、生年月日及び住所が記載され、本人であることを確認するに足りる書類</u></p> <p>(2) <u>委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類</u></p> <p>(3) 略</p>
--	--

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。